

岩内町立地適正化計画

概要版

1章 立地適正化計画の概要	1
2章 岩内町の現況と課題	2
3章 立地適正化計画の基本的な考え方	4
4章 居住誘導区域	9
5章 都市機能誘導区域	11
6章 誘導施設	12
7章 都市機能及び人口密度を維持・誘導するための施策	13
8章 防災指針	17
9章 計画の評価指標と進行管理	19



令和7年3月

北海道 岩内町

1 章 立地適正化計画の概要

1. 背景と目的

岩内町は、古くよりニシン漁による港町として栄え、昭和 29 年の大火により市街地の 8 割を焼失しましたが、大火直後からの土地区画整理事業の実施により、現在の都市形成の基礎が作られました。

しかしながら、更なる人口減少・少子高齢化社会の進展、空き家や低未利用地等の増加に伴う低密度化による都市機能の低下、自然災害への対応、社会保障費の増加、公共施設の維持更新費用の増大等、まちづくりにおける様々な課題を抱えています。

人口減少に伴い都市の低密度化※が進めば、生活サービス施設が減少して都市の魅力が低下し、これにより更に人口が減少するという負のスパイラルに陥る可能性があります。

このような状況下にあっても持続可能な都市経営を可能にするために、都市機能を集約したコンパクトなまちづくりと公共交通によるネットワークの連携による「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めることが重要となっています。

『岩内町立地適正化計画（以下本計画）』は、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりの実現に向けた方針や施策を定めることを目的として策定するものです。

また、『岩内町都市計画マスタープラン』は、約 20 年先を見据えたまちづくりの方向性を示していくものであり、両計画は相互に連携しながら、一体的に取り組めます。

（参考）コンパクト・プラス・ネットワーク

コンパクトシティ

生活サービス機能と居住を集約・誘導し、人口を集積

+

ネットワーク

まちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築



- 生活利便性の持続・向上
- 持続可能な都市経営
- 脱炭素化に向けた都市構造

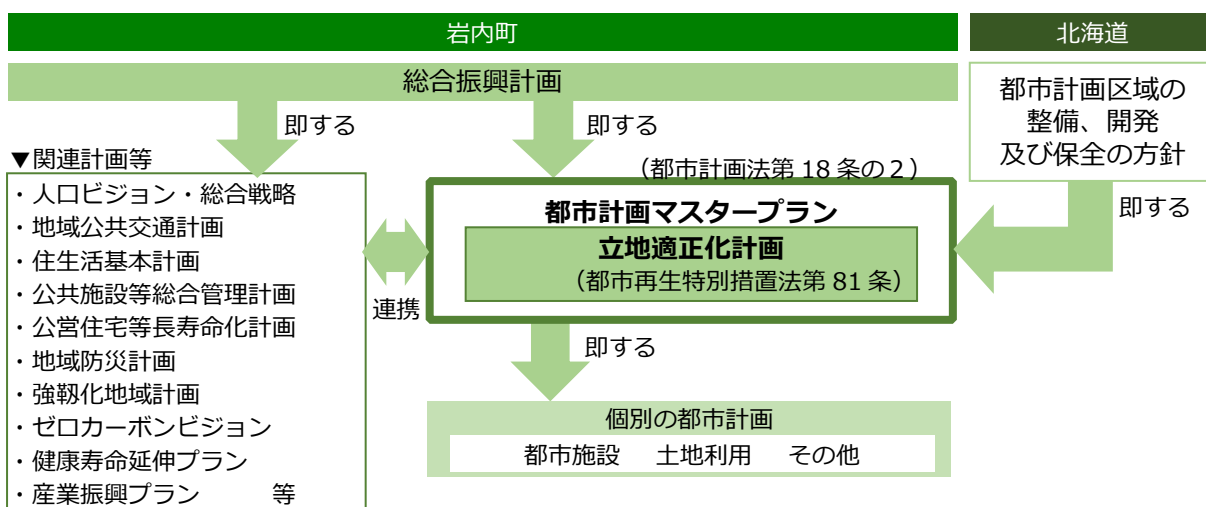
等の実現を目指します。

※都市の低密度化：人口減少に伴い都市全体の人口密度や土地利用密度が低下する現象

2. 計画の位置づけ

本計画は、都市再生特別措置法第 81 条の『住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画』として定め、『岩内町都市計画マスタープラン』の一部とみなします（都市再生特別措置法第 82 条）。

図 1-1 計画の位置づけ



3. 計画期間・対象区域

○計画期間：令和 7 年度から 26 年度とします。

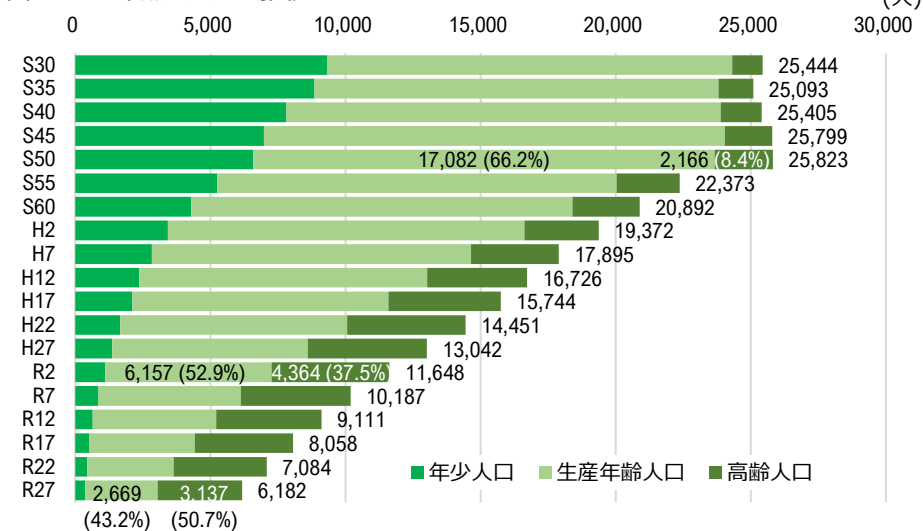
○対象範囲：行政区域のうち、岩内都市計画区域内（岩内町・共和町にわたる都市計画区域、都市計画区域全体で約 3,352ha、うち岩内町は約 2,606ha）

2章 岩内町の現況と課題

1. 居住エリアの適正な配置と誘導

将来人口規模に合わせた居住エリアの更なるコンパクト化を進めていく必要があります、人口移動動向や災害リスク、インフラ整備状況等を踏まえながら、適切に居住誘導を図ることが求められます。

図 2-1 年齢別人口の推移



資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）、
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

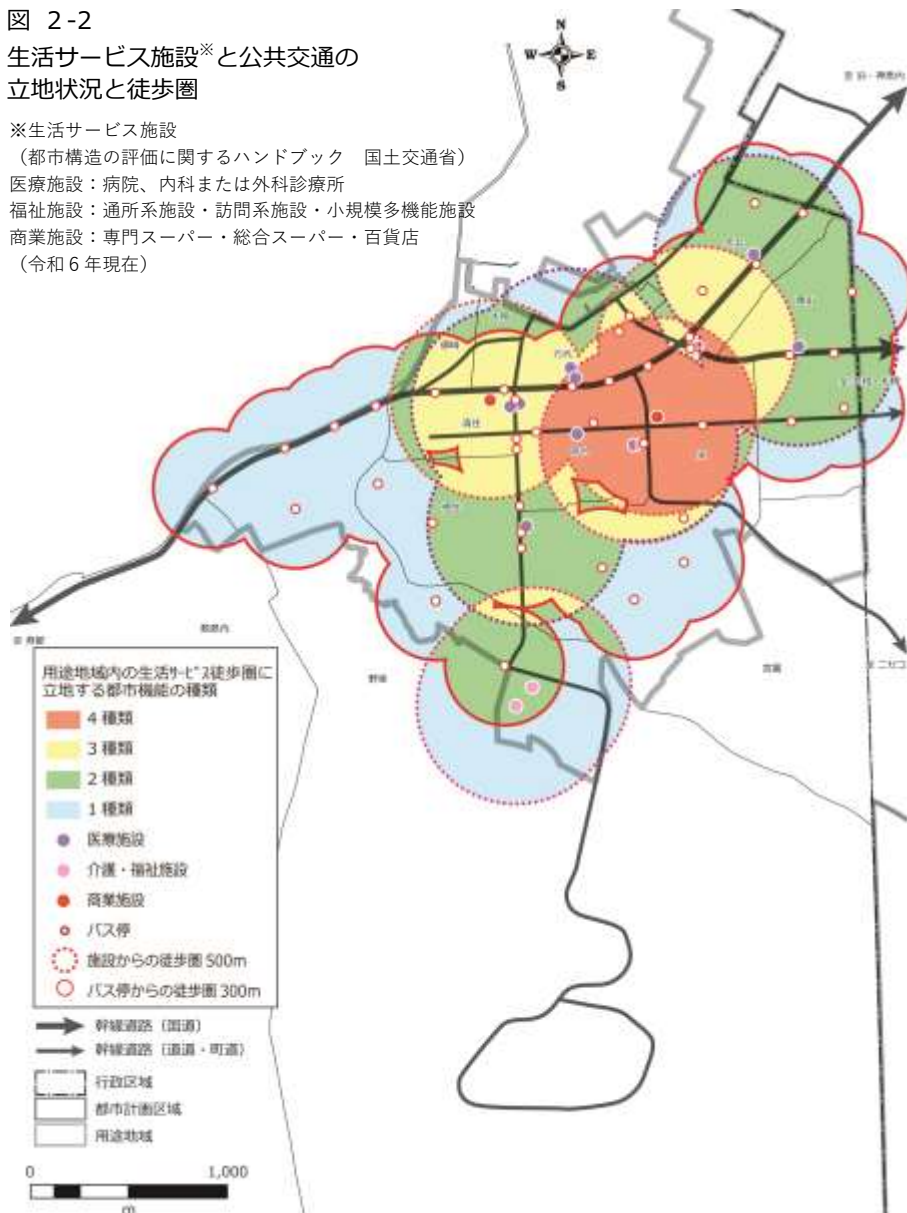
2. 高齢化に対応する公共交通ネットワークと歩いて生活できるまちづくりの形成

町内の公共交通を担うバス交通は、高齢者等の交通弱者にとっては重要な移動手段であり、買い物や通院時に利用しやすい交通環境が求められているとともに、高齢者等の外出機会を創出するためのネットワークの形成が重要です。

高齢者等の外出機会を創出する交通ネットワークの形成とともに、高齢者等が健康的に暮らし続けられるよう、景観への配慮や商業地と連携した、楽しみながら歩いて生活できるまちづくりを推進することが重要です。

図 2-2 生活サービス施設※と公共交通の立地状況と徒歩圏

※生活サービス施設
（都市構造の評価に関するハンドブック 国土交通省）
医療施設：病院、内科または外科診療所
福祉施設：通所施設・訪問系施設・小規模多機能施設
商業施設：専門スーパー・総合スーパー・百貨店
（令和6年現在）



3. 都市機能の維持・誘導・集約化によるにぎわいの創出

岩内町は、道内の他自治体に比べて 図 2-3 低未利用地の状況（中心部拡大）

コンパクトな都市構造であるものの、商業業務施設の老朽化、空き家・空き店舗の増加により、商業機能が特に低下しているとともに、観光拠点となるべき道の駅は、利便性が低い状況となっています。

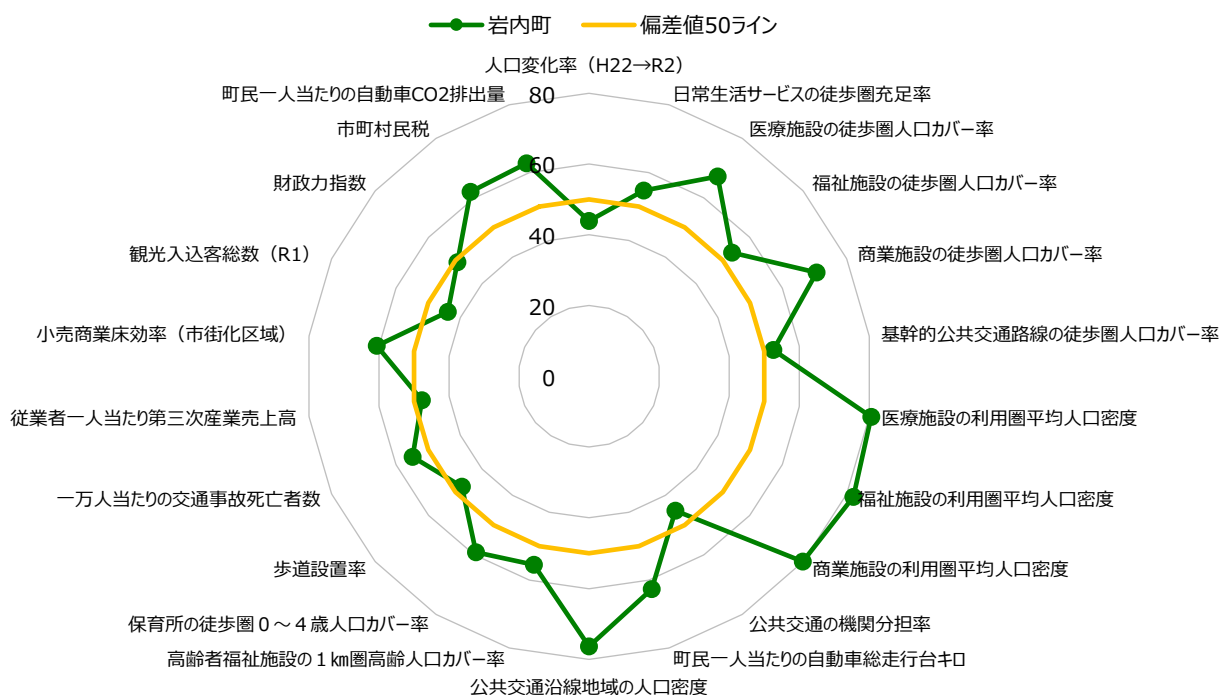
こうしたことから、商業地と港湾が隣接している立地特性を活かしながら、商業・観光機能の連携と、機能の複合化・集約化等を検討しながら、町民や観光客の利用促進に向けた効果的・計画的なまちづくり方策の検討が重要となります。



資料：令和2年岩内町都市計画基礎調査

特に、生活利便性に資する都市機能施設については、交通便利性等も踏まえながら町民の利便性向上に繋がる適切な区域設定等の誘導が必要です。

図 2-4 岩内町と後志管内町村との比較による都市構造評価



4. 持続可能なまちづくりの形成

脱炭素社会の実現に向けて、環境負荷を低減するコンパクトな都市構造への転換や、自然環境の保全、防災・減災等も勘案した都市外縁部の自然再生等を進めていく必要があります。

交通などまちづくりの様々な課題の解決に向けて、デジタル技術を適切に活用するなど、まちづくり DX への対応が求められます。

町内には、津波浸水・洪水浸水・土砂災害の災害想定区域が設定されている中で、防災・減災を踏まえた、まちづくりが必要となっています。

3章 立地適正化計画の基本的な考え方

1. まちづくりの目標

(1) まちづくりの目標

本計画は、『岩内町都市計画マスタープラン』の将来像をまちづくりの目標とし、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めていきます。

まちづくりの目標

「やればできる！」でまちを変える

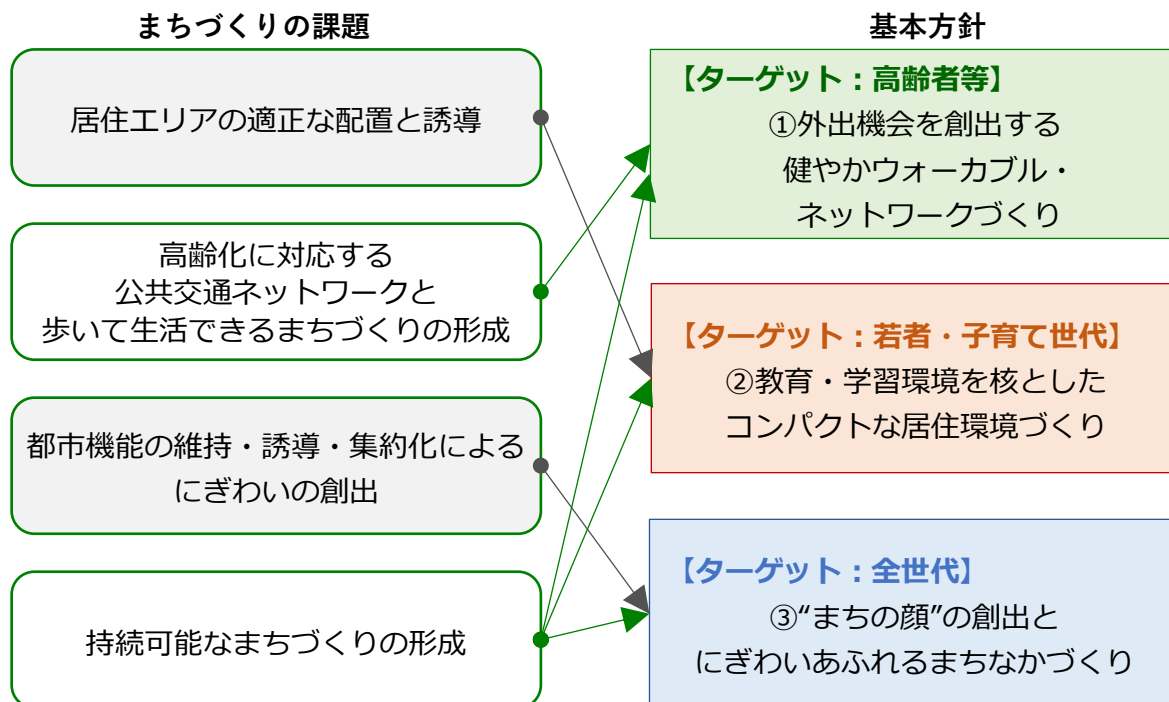
～ この地で育ち この地を育てる 健やかなまちづくり ～

(2) まちづくりの基本方針（ターゲット）

本計画の基本方針（ターゲット）は、まちづくりの課題と、まちづくりの目標を踏まえながら、コンパクト・プラス・ネットワークによる子どもから高齢者等まで誰もが健やかに暮らし続けられるまちづくりを目指します。

基本方針（ターゲット）は、特に高齢者等、若者・子育て世代をターゲットとした方針と、全世代をターゲットとした3つの方針とします。

図 3-1 まちづくりの基本方針（ターゲット）

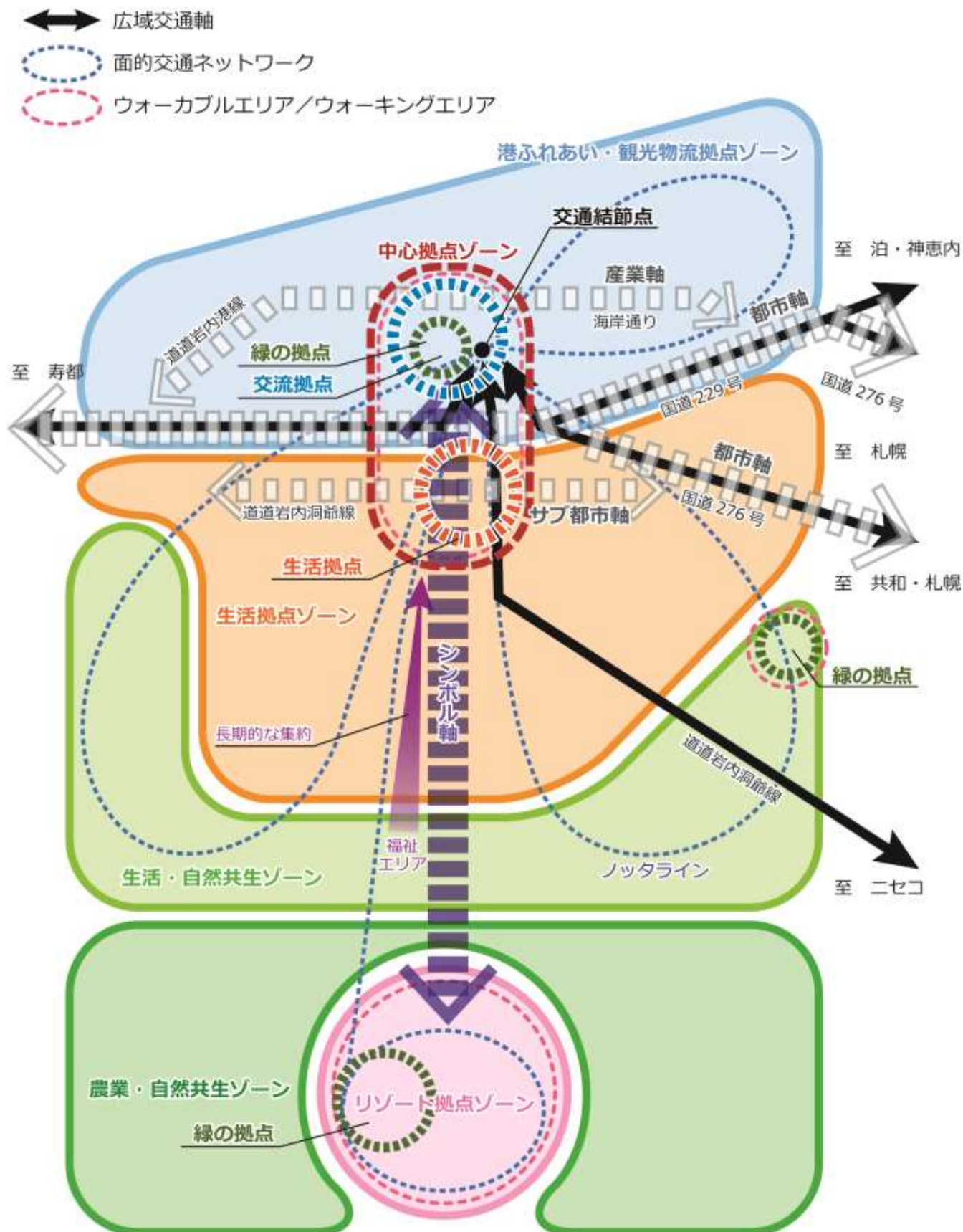


※ウォーカブル（walkable）：歩きたくなる。国土交通省では、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを、ウォーカブルなまちなかとしている。

2. 目指すべき都市の骨格構造

『岩内町都市計画マスタープラン』では、目指すべき将来の都市構造を示しており、本計画においては、目指すべき都市の骨格構造として、都市機能を集約したコンパクトなまちづくりと公共交通によるネットワークの連携による「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めます。

図 3-2 将来都市構造概念図



3. 課題解決のために必要な施策・誘導方針（ストーリー）

まちづくりの基本方針（ターゲット）を実現するため、基本方針（ターゲット）ごとに課題解決に向けた施策・誘導方針（ストーリー）を設定します。

<まちづくりの基本方針>

①外出機会を創出する 健やかウォーカブル・ネットワークづくり

【ターゲット：高齢者等】



高齢者等が健やかに生活できるよう、町内の面的な公共交通ネットワークを形成するとともに、中心拠点ゾーンや緑の拠点を公共交通ネットワークで結んだ町内全域のウォーカブル・ネットワークを形成し、高齢者等が公共交通を利用しながら、歩いて買物・通院・余暇活動が出来るまちづくりを目指します。



誘導方針（ストーリー）①：高齢者等が安全・快適に外出できる環境の形成

施策①-1 特色を活かした歩行空間の形成

都市骨格構造では、中心拠点ゾーンをウォーカブルエリア、岩内運動公園及びリゾート拠点ゾーンをウォーキングエリアに設定しており、各エリアの特色を活かした、歩行空間の整備を図ります。

施策①-2 重層的な公共交通ネットワークの維持

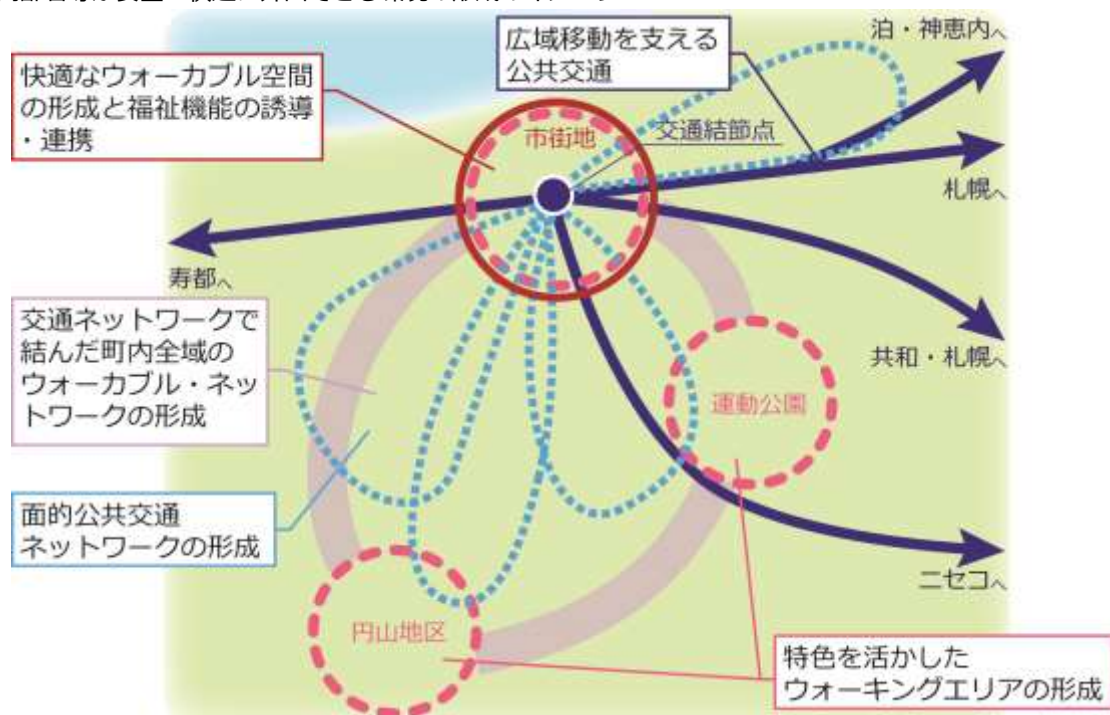
都市間・町内の公共交通ネットワークを維持することにより、高齢者等が外出目的に応じた公共交通を選択でき、いつまでも安心して生活できる環境の形成を図ります。

施策①-3 福祉機能と連携したまちなかづくり

郊外に立地する老人福祉センターや、介護施設等の福祉機能について、将来的なまちなかへの移転を想定するとともに、まちなかにおける高齢者が集う場を整備するなど、福祉機能と連携したまちなかづくりを図ります。

<期待される効果> 健康寿命の延伸

図 3-3 高齢者等が安全・快適に外出できる環境の形成のイメージ



<まちづくりの基本方針>

②教育・学習環境を核とした コンパクトな居住環境づくり

【ターゲット：若者・子育て世代】



生活拠点に立地する義務教育学校及び岩内高校を教育・生涯学習の核として、岩内の歴史や文化を身近にふれあいながら学ぶとともに、幼稚園・保育所等を中心とした子育て支援施設と連携しながら、若者・子育て世代を中心に、職住が近接したコンパクトで快適な居住環境の形成を目指します。



誘導方針（ストーリー）②：子育て・教育環境が整備された利便性の高い居住環境の形成

施策②-1 安全で良質な住環境の形成

用途地域の縁辺部は、大規模な未利用地が残っていますが、それらについては開発の抑制を図る一方で、既存市街地における空き家・空き地の活用を促進するとともに、子どもが身近に遊べる公園・緑地・広場等を適切に配置・維持管理することで、安全で良質な住環境の形成を図ります。

施策②-2 子育て支援施設と教育施設との連携による地域づくり

幼稚園・保育所等の子育て支援施設と、令和8年度に開校予定である義務教育学校及び岩内高校との連携による地域づくりを推進し、子どもたちの成長を支える環境の形成を図ります。

施策②-3 通学における公共交通の利用促進

通学時における公共交通利用の可能性や、岩宇地域から通学する高校生等がバス待合を利用することを踏まえた、居住環境の確保に資する公共交通の利用促進を図ります。

施策②-4 交通結節点を活かした憩いの場の形成

未就学児の子を持つ子育て世帯が、子どもを遊ばせながら親同士が交流できる空間や、岩宇地域から通学する高校生等のバス待合を兼ねた、中学生・高校生等若者の憩いの場の形成など、交通結節点を活かした環境の整備を図ります。

<期待される効果> 持続可能なまちづくりの形成

図 3-4 子育て・教育環境が整備された利便性の高い居住環境の形成のイメージ



<まちづくりの基本方針>

③“まちの顔”の創出とにぎわいあふれる まちなかづくり

【ターゲット：全世代】



子どもから高齢者等まであらゆる世代の町民が集い、憩い、交流するとともに、観光客が最初に訪れるような“まちの顔”を創出していくことで、“まちの顔”を中心とした、にぎわいが溢れるまちなかづくりを目指します。



誘導方針（ストーリー）③：“まちの顔”を拠点とした交流人口の増加

施策③-1 “まちの顔”となる交流・観光拠点の形成

岩内町を訪れる観光客等の玄関口であり、多くの施設が立地している道の駅周辺は、既存の施設との連携や、みなとまちの特色を活かしながら、子どもから高齢者まで多様な世代の町民が集うとともに、観光客が訪れる“まちの顔”となる交流・観光拠点の整備を推進します。

施策③-2 “まちの顔”周辺における小規模店舗の機能維持

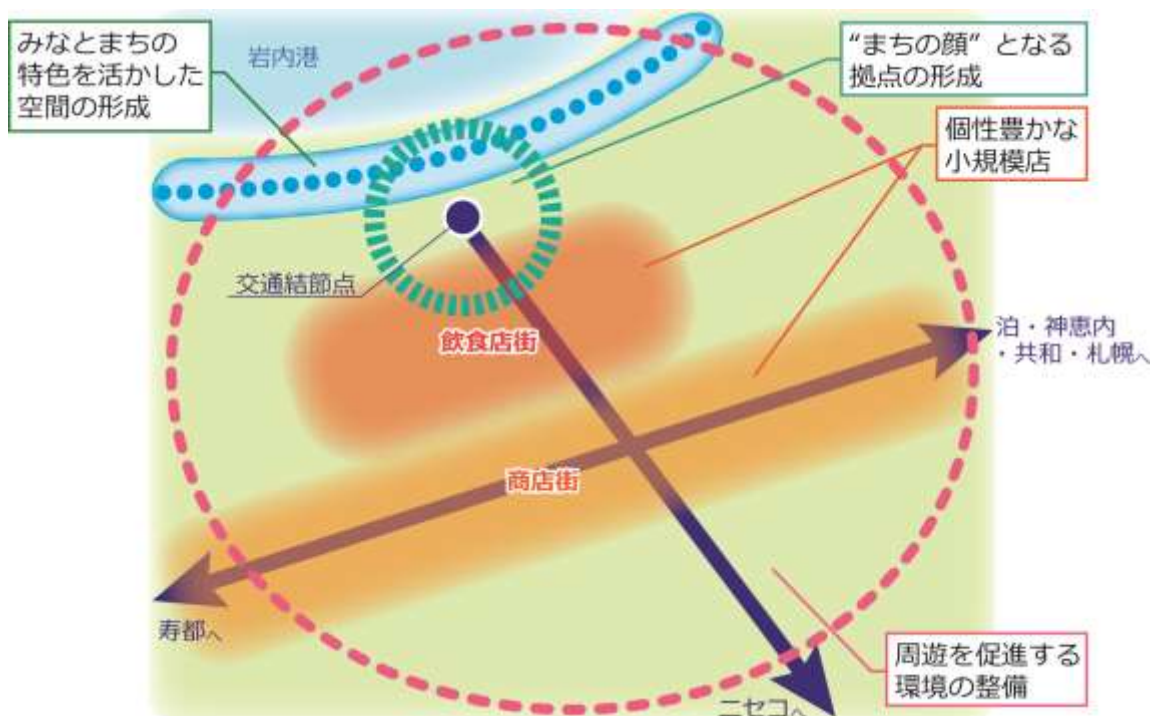
国道 229 号沿道を中心に形成されている商店街や、周辺の飲食店街は、個性豊かな店が立地する一方で、空き地・空き店舗も増えている状況です。“まちの顔”の周辺に立地するこれらの環境・機能の維持に向けた支援を図ります。

施策③-3 “まちの顔”を拠点とした周遊の促進

“まちの顔”となる交流・観光拠点を中心に、周辺の店への周遊を促す歩行空間や街区公園の整備を図ります。

<期待される効果> 岩内町のブランド力向上

図 3-5 “まちの顔”を拠点とした交流人口の増加のイメージ



4章 居住誘導区域

1. 居住誘導区域設定の考え方

都市計画運用指針では、居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域であるとされています。

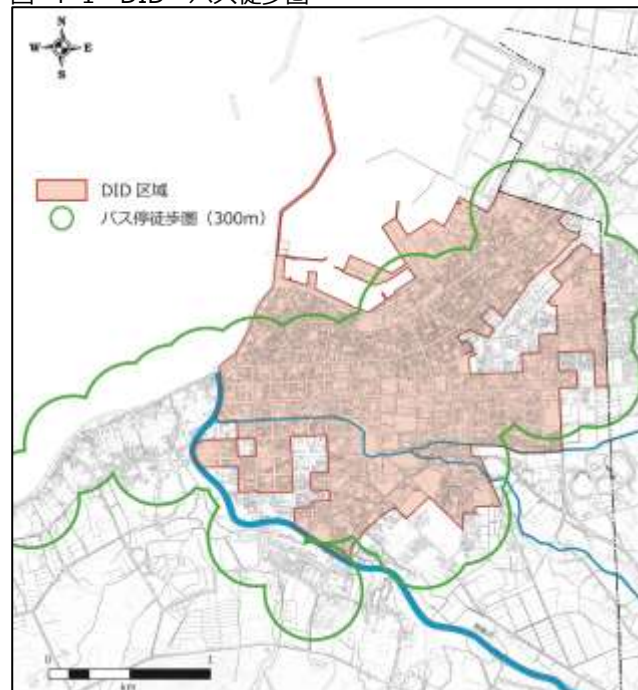
本町の人口は、今後も減少傾向が続き、令和27年の将来人口は、令和2年の5割程度になると推計されています。人口減少が進む中でも日常生活サービスが持続的に確保されるように、居住誘導区域を設定します。

居住誘導区域の設定は、次の4つの視点を踏まえます。

(1) 現時点で居住が集積する区域・交通が整備されている区域

現時点で居住が集積する区域及び公共交通の徒歩圏を踏まえて設定することとし、令和2年における人口集中地区（DID）及びバス停徒歩圏を基本に、境界周辺については、地域の一体性や土地の利用現況を踏まえて設定します。

図 4-1 DID・バス徒歩圏



(2) 土砂災害特別警戒区域・埋蔵文化財包蔵地

現在指定されている、土砂災害特別警戒区域、及び埋蔵文化財包蔵地のうちおよその範囲が分かっている区域については、居住誘導区域から除外します。

土砂災害警戒区域については、急傾斜地の危険防止対策を進めるとともに、災害情報のきめ細かな提供や、実践的な防災訓練等によるソフト対策を講じ、居住誘導区域からは除外しないこととします。

図 4-2 土砂災害特別警戒区域・埋蔵文化財包蔵地

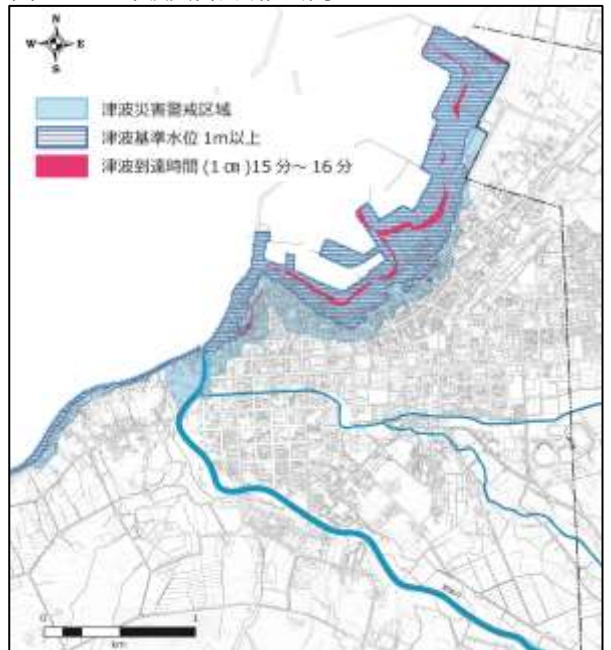


(3) 津波災害警戒区域

津波災害警戒区域^{*}のうち、浸水基準水位が1 m以上の区域と、津波到達時間（1 cm）が町内で最短である15～16分の区域を比較し、より内陸側にある区域から海側については、安全を確保すべき地域として居住誘導区域から除外することを基本とします。

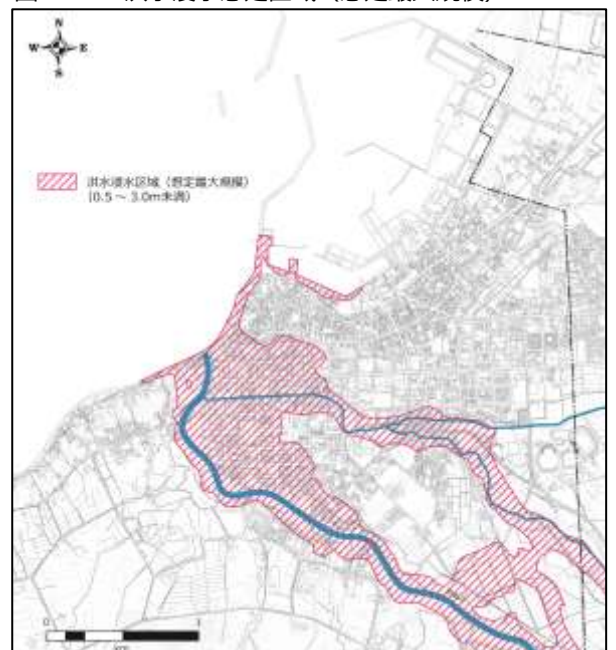
浸水基準水位が1 m未満の津波災害警戒区域や一部区域等については、港湾施設の改良整備を図るとともに、災害情報のきめ細かな提供や、実践的な防災訓練等によるソフト対策を講じ、居住誘導区域からは除外しないこととします。

図 4-3 津波災害警戒区域等



※浸水想定（最大クラスの津波）と同じ範囲

図 4-4 洪水浸水想定区域（想定最大規模）



(4) 洪水浸水想定区域

野束川水系野束川で、想定し得る最大想定規模の大雨が降った場合の想定浸水深は、最大で3 m未満と想定されています。

浸水想定が0.5m以上3 m未満の区域については、災害時において、平屋や集合住宅1階部分の住民は、安全な地域への避難が、2階以上の居室がある住民で避難が遅れた場合は、2階等への垂直避難が必要とされています。

この区域については、災害情報のきめ細かな提供や、実践的な防災訓練等によるソフト対策を講じ、居住誘導区域からは除外しないこととします。

2. 居住誘導区域

前項までの検討内容を踏まえ、地域の一体性や土地の利用現況、利用方針を踏まえた区域とし、区域内にある土砂災害特別警戒区域は除外します。

ただし、いわないマリンパーク周辺については、文化センター・道の駅等の交流・観光拠点であり、交通拠点である岩内バスターミナルも立地していることから、利用者・観光客及び周辺住民の防災対策を講じた上で、居住誘導区域に設定します（区域図については、次ページ参照）。

3. 届出制度（本計画の計画区域（都市計画区域内）のうち居住誘導区域外の区域）

以下の行為を行おうとする場合には、行為に着手する30日前までに町長への届出が義務付けられます。

開発行為	○ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ○ 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの
建築等行為	○ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ○ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等（上記建築等行為）とする場合

5章 都市機能誘導区域

1. 都市機能誘導区域の基本的な考え方

都市計画運用指針では、原則として、都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定めるべき区域であるとされています。

2. 都市機能誘導区域設定の考え方

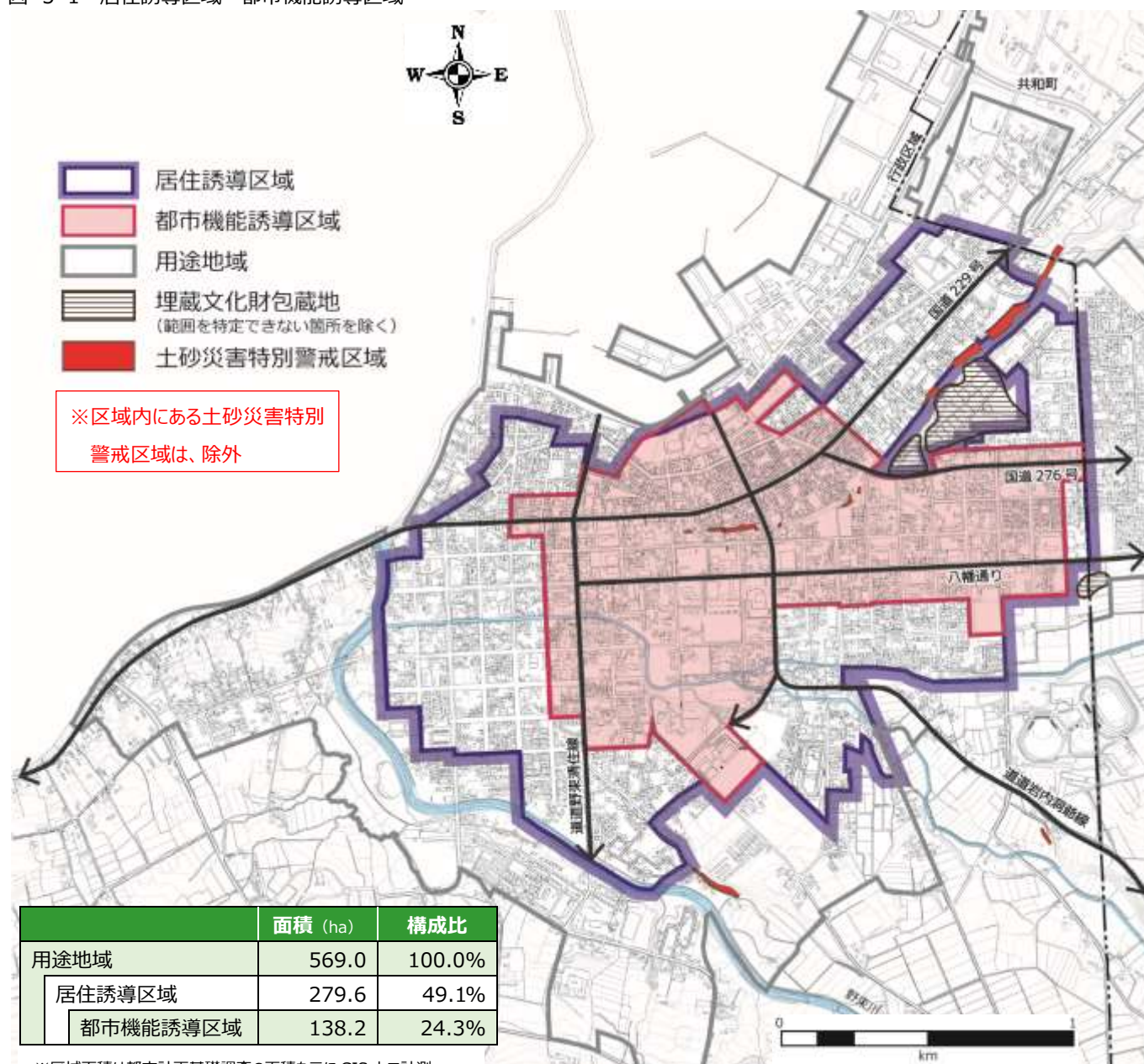
都市機能誘導区域は、バス停徒歩圏内である居住誘導区域内のうち、目指すべき都市の骨格構造で示す「中心拠点ゾーン」及び「シンボル軸」、都市計画マスタープランにおいて沿道サービスゾーンとして位置づけている国道 276 号沿道、及び利便性の高さや良質な住環境が調和した住宅地の形成を位置づけている中心市街地に近い東山地区と栄地区を含めることとします。

また、多機能の都市機能施設が集積している現状を考慮し、これらの範囲を踏まえた区域とします。

ただし、いわないマリンパーク周辺については、文化センター・道の駅等の交流・観光拠点であり、また、みなとまちとしての特性を活かしていくとともに、利用者や観光客の防災対策を講じるために、居住の誘導を想定しない臨港地区の一部区域を都市機能誘導区域に設定します。

区域内にある土砂災害特別警戒区域は、除外します。

図 5-1 居住誘導区域・都市機能誘導区域



※区域面積は都市計画基礎調査の面積を元に GIS 上で計測

6章 誘導施設

1. 誘導施設の設定

都市計画運用指針では、誘導施設は、都市機能誘導区域に立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものとされています。

誘導施設は、次の2点を踏まえて、都市機能誘導区域内に下表のとおり設定します。

① 岩宇地域（共和町、岩内町、泊村、神恵内村）の中核施設：

岩宇地域の中心拠点として機能を維持するために必要な施設

② 利便性の維持・向上等を図る必要都市機能施設：

町内の日常生活利便性の維持・向上や、文化・交流の発展に寄与するために必要な施設、もしくは利便性の高い都市機能誘導区域内に立地することにより、施設利用者等の快適性向上が見込まれる施設

表 6-1 誘導施設一覧

分類	誘導施設	現状立地施設数		施設誘導の考え方	
			うち区域内※	岩宇地域の中核	必要都市機能施設
行政施設	役場	1	1		○
	国・道の行政窓口を有する施設	4	4	○	○
文化・交流施設	図書館、拠点的な文化・交流施設	4	2	○	○
教育施設	義務教育学校、高等学校	1	1	○	○
子育て支援施設	子育て支援センター、幼稚園、保育所、認定こども園、児童発達支援センター	8	5		○
介護・福祉施設	保健センター、老人福祉センター、地域包括支援センター、障がい者相談支援センター	4	2	○	○
	上記以外の介護・福祉施設	13	4		○
医療施設	病院	1	1	○	○
	診療所（歯科を除く）	9	7		○
商業施設	延床面積 500 m ² 以上の生鮮食料品を扱う小売店	4	4	○	○
金融施設	銀行、信用金庫	5	4	○	○
交通拠点施設	バスターミナル	1	1	○	○
	道の駅	1	1		○
合 計		56	37	8	13

※都市機能誘導区域内

2. 届出制度（本計画の計画区域（都市計画区域内））

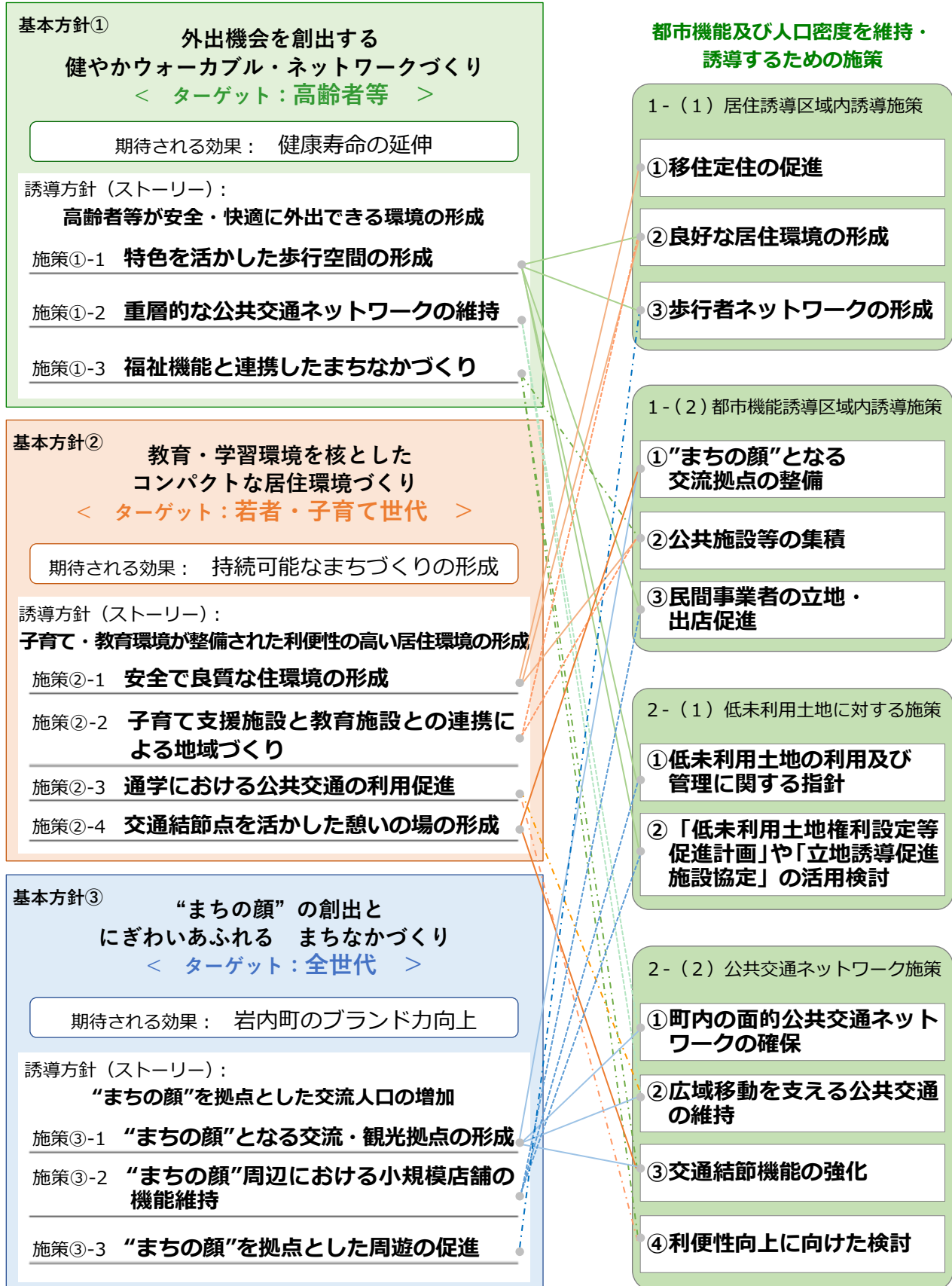
以下の行為を行おうとする場合には、行為に着手する 30 日前までに町長への届出が義務付けられます。

都市機能誘導区域外	開発行為	○ 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為
	開発行為以外	○ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
		○ 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
		○ 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合
都市機能誘導区域内	○ 誘導施設を休止又は廃止しようとする場合	

7章 都市機能及び人口密度を維持・誘導するための施策

本章では、3章で示した、ターゲット別の誘導方針（ストーリー）に基づく、課題解決のために必要な施策をより具体的に示します。

図 7-1 まちづくりの基本方針（ターゲット）と都市機能及び人口密度を維持・誘導するための施策



1. 誘導区域における施策

(1) 居住誘導区域内における誘導施策

①移住定住の促進

若者・子育て

- しりべし空き家 BANK 及び岩内町空き地バンクの充実と活用による多くの情報共有と提供を行うとともに、若年・子育て世帯、もしくは移住世帯に対する新築・中古住宅取得の支援に加え、居住誘導区域外から区域内への住み替え支援を検討し、居住誘導区域内における住宅の取得を促進します。
- 移住・定住コーディネーターとの連携による、オンライン移住相談会やオンライン移住体験ツアー等、きめ細やかな対応による、居住誘導区域内への移住・定住の促進を図ります。

②良好な居住環境の形成

高齢者

若者・子育て

- 老朽化が進み利活用が困難な空き家については除却を促進するとともに、支援策について検討を行います。
- 町営住宅については、『岩内町公営住宅等長寿命化計画』に基づき集約・再編を進め、町営住宅の建替え等を行う際には、周辺環境や利便性を考慮しながら立地を選定します。
- 老朽化の進む都市計画道路、下水道などのインフラについて、都市計画マスタープランや個別施設計画と整合を図りながら計画的な整備・維持管理を図り、持続可能な都市経営に努めます。
- 町営住宅跡地や埋蔵文化財包蔵地等を活用した、身近な公園・緑地・広場等の整備推進を図るとともに、既存の街区公園は、周辺住民の意向を踏まえた有効活用を検討します。
- 町内の美化活動や防犯活動等のまちづくり活動に対して支援し、協働によるまちづくりを促進します。
- 適切な管理が行われず、何らかの問題が発生している管理不全な空き家については、個々の状況に応じた対応を行い、状況の改善を図ります。

③歩行者ネットワークの形成

高齢者

全世代

- 市街地内の幹線道路については、安全な歩行空間づくりにも配慮しながら、順次整備促進を図り、国道 229 号などの主要な道路については、魅力ある沿道景観形成に向けて植樹・植栽等の緑の創出に努めます。
- 目指すべき都市の骨格構造の中心拠点ゾーンは、回遊性のある、まちなかの快適な歩行空間の整備推進を図り、特色ある沿道景観の形成を図ります。
- 目指すべき都市の骨格構造の交流拠点周辺にある街区公園や空き地等については、飲食店利用者や町民のオアシス空間の創出を図ります。
- 都市軸である国道 229 号沿いに形成する商店街沿道は、流雪溝の維持・保全による冬期間の快適な歩行空間を確保します。

(2) 都市機能誘導区域内における誘導施策

①“まちの顔”となる交流拠点の整備

若者・子育て

全世代

- みなとまちの特色を活かしながら、町民が集い、観光客が訪れる、新たな“まちの顔”の創出に向けて、町民ワークショップを実施し、次ページ表「新たな“まちの顔”の創出に向けたエリアの検討」の視点でエリアの検討を行いました。その結果、目指すべき都市の骨格構造の交流拠点である、道の駅、岩内バスターミナル等が立地する地区は、一部が津波基準水位 1 m 以上である等、防災対策が必要となっていますが、国道、岩内港、中心市街地に近く、実現可能性が高いことからエリアに選定しました。

表 7-1 新たな“まちの顔”の創出に向けたエリアの検討

検討視点		評価
立地特性： 町民・観光客にとって利用しやすいか？魅力的な場所か？		・国道から近く、住民・観光客にとってのアクセス性は比較的良好 ・岩内港と中心新市街地に近く、連携が期待 ・津波防災対策（津波避難ビル等）が必要
・利便性	交通量（主要道路交差点・沿道）	△ 国道に近い
	住民（町内公共交通）	○ いわない循環バスノッタラインのバス停徒歩圏
	観光客（広域交通軸・都市間公共交通）	◎ 岩内バスターミナルが立地
・近隣施設		多数（岩内港・いわないマリンパーク・文化センター・木田金次郎美術館）
・立地からの眺望景観		△ 海岸風景は既存施設で遮られている
・災害想定区域		× 津波基準水位 1m 以上
まちづくり方針との連携： 目指すべき都市の骨格構造と合致しているか？		・交流拠点内に位置
・各拠点＜生活／交流／緑の拠点＞		◎ 交流拠点・緑の拠点
・シンボル軸		○ シンボル軸上
・ウォーカブルエリア／ウォーキングエリア		○ ウォーカブルエリア内
事業可能性： 将来的な事業可能性はあるか？		・町有地が多く、実現可能性は高い
・土地利用状況（未利用地有無）		○ 有り
・土地地権者数		○ 岩内町・その他

- これらを踏まえて、周辺地区と連携した親水空間や遊び場、交流・観光・交通・防災拠点等、様々な機能が複合する新たな“まちの顔”の創出を目指した、町民・観光客双方が利用する、にぎわいのある空間の整備を推進し、関係団体等と連携しながら具体的な検討を進めます。

図 7-2 “まちの顔”となる交流拠点の整備イメージ

◎町民・観光客双方にとって“まちの顔”となるべき施設

⇒町民が日常的に利用し、観光客が観光地の一つとして立ち寄る施設が、互いに同じ空間を利用することによる、にぎわいの醸成

◎安全・安心で持続可能なまちづくりとの連携

⇒観光客・就業者等の津波避難が可能となる防災機能を備えるとともに、機能の多角化・複合化による、利便性の高い空間の形成



②公共施設等の集積 高齢者 若者・子育て 全世代

- 『岩内町公共施設等総合管理計画』の基本的な方針や公共施設保有量の縮減目標に沿って、人口減少や人口構造の変化、町民ニーズや社会情勢の変化に対応した施設総量やサービスの規模の適正化を行うとともに、新規の施設整備や更新については、必要な施設に限り最小限で行うこととし、施設の集約化や複合化等、効率的かつ効果的な方法を検討します。
- 令和8年4月開校予定の義務教育学校による、教育機能の集約化を推進します。
- 『第2期岩宇まちづくり地域連携ビジョン』では、岩宇地域(共和町、岩内町、泊村、神恵内村)の地域医療を支えるために、救急医療体制及び小児医療体制の確保、維持に取り組むことが示されており、地域中核病院である岩内協会病院等、関係医師会や医療機関と連携し、必要に応じた支援を行います。

③民間事業者の立地・出店促進 高齢者 全世代

- 都市機能誘導区域内で空き店舗や空き地を活用した集客施設の設置や商業用店舗等を開設した場合の支援措置について、既存支援措置の活用などの検討を行い、にぎわい向上を図ります。
- 民間事業者による誘導施設整備にあたっては、都市構造再編集中支援事業等国の支援措置や税制上の特例措置等の活用に向けた情報提供及び活用に対する支援等を行うとともに、必要に応じて都市計画変更の検討を行います。
- 都市機能誘導区域内にある公的不動産の未利用地や未利用施設などについては、誘導施設整備の事業用地としての有効活用を図ります。

(3) 公共交通ネットワーク施策

①町内の面的公共交通ネットワークの確保 高齢者 全世代

- 『岩内町地域公共交通計画』と連携しながら、以下の取り組みを行います。
- ◇いわない循環バス「ノッタライン」及び町内市街地と円山地域とを循環する「円山地域乗合タクシー」については、必要に応じて路線やダイヤ等も見直ししながら、持続可能な運行を図ります。
 - ◇令和8年度の義務教育学校開校にあわせて、児童・生徒の通学時における公共交通利用の可能性について検討を行います。
 - ◇自主的に運転免許を返納した高齢者等に対して、免許返納後も外出に不自由せずに暮らせるよう、ノッタライン及び円山地域乗合タクシーの利用促進を図る支援を行います。

②広域移動を支える公共交通の維持 高齢者 若者・子育て 全世代

- 『北海道後志地域公共交通計画』と連携しながら、以下の取り組みを行います。
- ◇『北海道後志地域公共交通計画』では、本町を後志地域の公共交通ネットワークにおける中心都市に位置づけており、札幌市や中心都市間を結ぶネットワークについて、ネットワークの維持を図ります。
 - ◇岩宇地域の交通及び寿都・岩内間、倶知安・岩内間の交通を確保するため、生活路線バスの維持に取り組めます。
 - ◇観光誘客と公共交通利用促進が一体となった取り組みを検討します。

③交通結節機能の強化 高齢者 若者・子育て 全世代

交通結節点であるバスターミナルについて、交通結節機能の強化と公共交通利用の促進に向けて、“まちの顔”としての機能の複合化を図るための検討を進めます。

④利便性向上に向けた検討 高齢者 若者・子育て

公共交通利用者の利便性向上に向けて、キャッシュレス決済の導入を推進するとともに、利用者ニーズ等を踏まえながら、必要に応じた公共交通に係るデジタル化を検討します。

8章 防災指針

本町で想定される災害は、地震、津波、洪水（浸水）、土砂災害であり、大規模盛土造成地は町内にありません。

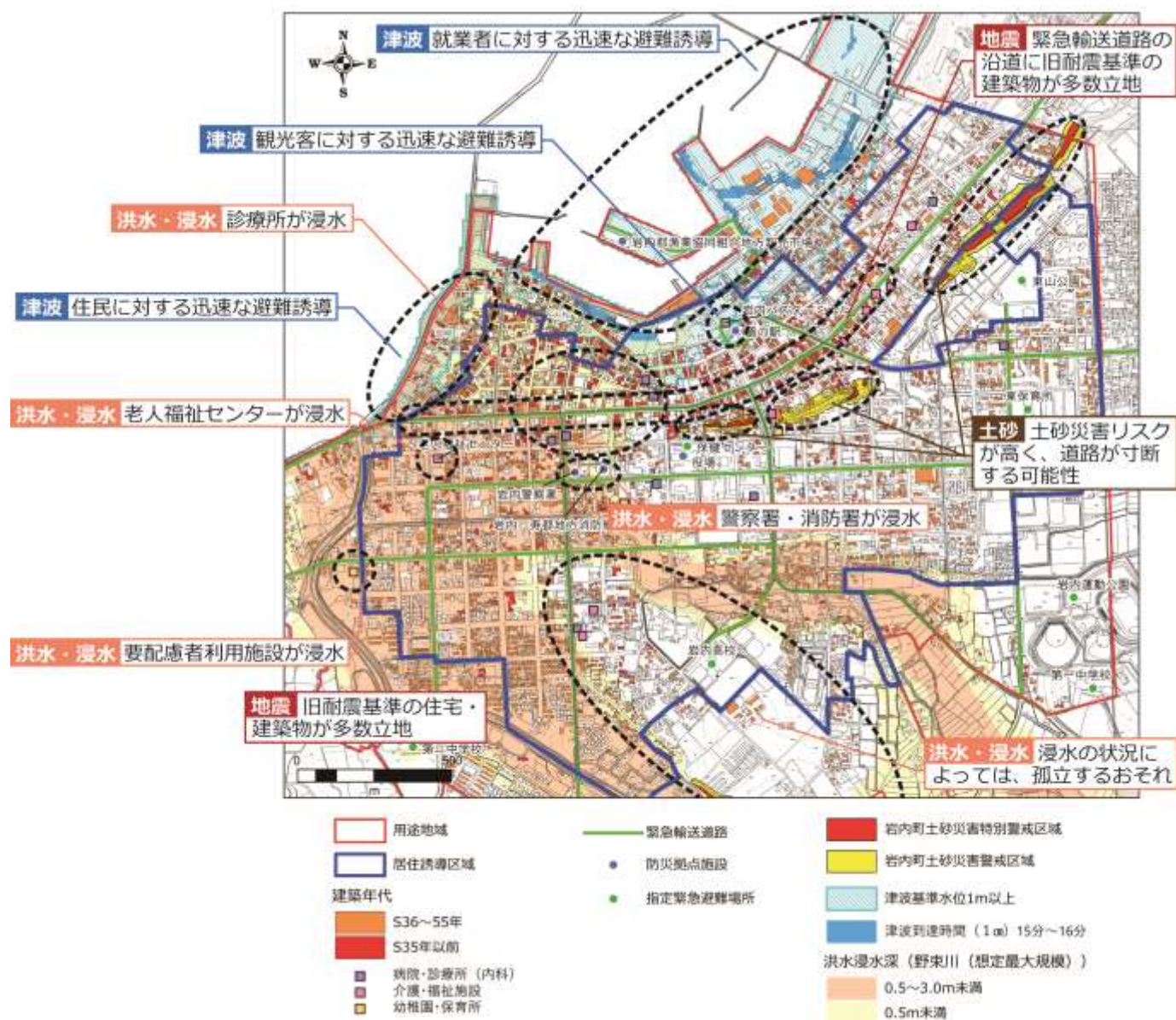
1. 課題抽出と取組方針

都市計画運用指針では、防災指針に基づく取組は、基本的に居住誘導区域内を対象として、災害リスク分析の結果を踏まえて定めることとされています。

本章では、都市計画運用指針を踏まえ、居住誘導区域内について、取組方針を示します。取組方針は、『岩内町地域防災計画』、『岩内町水防計画』及び『岩内町国土強靱化地域計画』と整合を図るとともに、居住誘導区域外における対策は、これらの計画に基づき取り組みながら、居住誘導区域内への居住誘導を図ります。

（1）課題の抽出

図 8-1 課題の抽出



(2) 取組方針

『岩内町総合振興計画』のまちづくり大綱の一つが「地域を支える安全・安心」であり、頻発する自然災害などから町民の生命と財産を守るために、都市インフラの計画的な整備と自然環境への配慮により、持続可能なまちづくりを目指すとしています。

本計画の防災指針における取組方針においても、まちづくり大綱を踏まえて、災害リスクをできる限り回避あるいは低減させる「ハード対策」及び「ソフト対策」により、みんなが安心して安全に暮らせるまちづくりを目指します。

取組方針 「地域を支える 安全・安心なまちづくり」

ハード対策（主な対策）	全般	○総合的な防災・災害復旧の拠点となる役場庁舎や指定避難所等について、必要に応じた改善・修繕等を実施し、施設の整備・充実に努めます。 ○緊急輸送道路や避難路等の整備、修繕等を計画的に進めます。
	地震	○既存住宅の耐震診断及び耐震改修工事に対する支援を検討し、住宅の耐震化を促進します。 ○利活用が困難な空き家については除却を促進するとともに、支援策について検討を行います。 ○老朽化の進む町営住宅・教員住宅等公共施設については、各個別施設計画に基づき、計画的な除却を進めます。
	土砂	○関係機関と連携し、急傾斜地の危険防止対策を進めます。
	津波	○港湾で従事する就業者や道の駅等に来訪する観光客、周辺住民等が迅速な避難を可能とする、緊急避難施設等の整備を検討します。 ○関係機関と連携し、津波浸水を防ぐための港湾施設の改良整備促進を図るとともに、岩内町海岸保全施設長寿命化計画に基づき、御崎地区の海岸保全施設の維持管理に努めます。
	洪水・浸水	○浸水区域内に公共施設や誘導施設を建設する際は、浸水を超える垂直避難を行える建物整備を推進します。 ○野束川水系流域治水プロジェクトに基づき、北海道、岩内町、関係機関が一体となって野束川の流域治水を推進します。 ○運上屋川等、町管理の普通河川については、河道を確保するための^{しゅんせつ}浚渫、護岸補修などの維持保全に努めます。 ○道路側溝等排水施設の改修、排水ポンプ等の適切な整備を進めます。
ソフト対策（主な対策）	全般	○ハザードマップの配布、町ホームページ及び防災行政無線の活用など防災情報のきめ細かな提供を進め、災害情報の周知徹底を図ります。 ○国や北海道における浸水想定区域等の見直しなどを契機として、ハザードマップの情報を更新するとともに、町民へ周知します。 ○実践的な防災訓練や防災出前講座等さまざまな防災活動を通じ、町民一人ひとりの防災意識・防災性の向上を図ります。 ○自主防災組織の設立に向けた取り組みを推進します。 ○災害時の避難行動要支援者については、関係機関や町内会・自治会との連携による、対象者ごとの避難計画（個別計画）を策定します。

9章 計画の評価指標と進行管理

(1) まちづくりの基本方針（ターゲット）

基本方針	評価指標	現 状	目 標
① 外出機会を創出する 健康なネットワークづくり	健康寿命の延伸（平均自立期間）	男性 77.5 歳・女性 81.1 歳 (令和 4 年度)	男性 80.1 歳・女性 84.4 歳 (令和 17 年度：健康寿命延伸プラン)
	循環バス ノッタライン利用者数	36,309 人/年 (令和 5 年度)	45,000 人/年 (令和 12 年度：総合振興計画)
	円山地域乗合タクシー利用者数	5,081 人/年 (令和 5 年度)	5,000 人/年 (令和 11 年度：総合戦略)
② 教育・学習環境を核とした コンパクトな居住環境づくり	人口密度	19.7 人/ha (令和 2 年) (用途地域内：11,200 人/569ha)	19.7 人/ha (令和 26 年) (居住誘導区域内：5,509 人以上※1/279.6ha)
	子育て支援センター延べ利用者数	8,990 人/年 (令和 5 年度)	7,367 人/年 (令和 11 年度：子ども・子育て支援事業計画)
	出生数	38 人/年 (令和 5 年度)	44 人/年 (令和 12 年度：総合振興計画)
	岩内高校との連携事業への 参加延べ人数	351 人/年 (令和 4 年度)	364 人/年 (令和 12 年度：総合振興計画)
	CO ₂ 排出量	95.1 千 t-CO ₂ /年 (令和元年度)	67.5 千 t-CO ₂ /年 (令和 12 年度：ゼロカーボンビジョン)
	用途地域内都市計画道路計画延長	25.63km (令和 5 年度)	23km※2 (令和 26 年度)
	居住誘導区域外に立地する 町営住宅戸数	386 戸 (令和 4 年度末)	0 戸 (令和 26 年度)
③ “まちの顔”の創出と にぎわいあふれる まちなかづくり	観光入込客数（日帰り・宿泊 計）	337.8 千人/年 (令和 5 年度)	489.4 千人/年 (令和 16 年度：産業振興プラン)
	一人当たりの平均課税対象所得	2,680 千円/年 (令和 4 年度)	2,894 千円/年 (令和 16 年度：産業振興プラン)
	誘導施設数（都市機能誘導区域内）	37 施設 (令和 6 年度)	37 施設以上 (令和 26 年度)
	空き店舗等活用支援事業 補助金件数	4 件/年 (令和 5 年度)	4 件/年 (令和 11 年度：総合戦略)

※1 目標年である令和 26 年の全人口は約 6,400 人、用途地域内人口は約 6,200 人、居住誘導区域内人口（自然減少時）は、約 4,200 人となることを踏まえて設定

※2 都市計画道路見直し方針に基づく廃止路線を廃止した場合の延長

(2) 防災指針

評価指標	現 状	目 標
住宅の耐震化率	62.4% (平成 27 年度)	概ね解消 (令和 12 年：耐震改修促進法の基本方針)
自主防災組織の結成数	0 団体 (令和 5 年度)	15 団体 (令和 12 年度：総合振興計画)
津波浸水基準水位 1 m 以上 (居住誘導区域外) の範囲人口割合	11% (令和 2 年) (約 1,290 人/11,648 人)	9%※ (令和 22 年)

※居住誘導施策の推進により、令和 22 年で人口が 50%（約 1,290 人×0.5/7,084 人（社人研推計））以下になると想定

